

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2014年11月8日

アジアネットワーク通信

ころもない

ころもない

ころもない

【第8号】

9/18 台湾・沖縄原告と共に第二次原告・222名提訴

10/21 一次訴訟・第二回弁論！かなり強引な訴訟指揮ですぞー

(報告は6ページより)

★1・2次訴訟併合決定。次回期日は2015年1月9日(金)10時～

第二次 提訴行動 報告

2014-9-18



台湾・沖縄原告と共に提訴



安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・
関西は、今年四月一日の提訴に引
き続き、九月一八日(水)に、第二次
の提訴を行いました。この提訴には、
第一次の提訴に間に合わなかった人
たちだけでなく、台湾及び沖縄の原
告が加わりました。提訴したのは、
日本在住者一九三名(北海道・東北
五、関東三、北陸・中部一四、関西

七二、四国・中国三六、九州五一、
沖縄関係は、那覇地裁で靖国合祀取
消訴訟の原告だった五名およびその
支援者七名を含む一二二、台湾関係二
九名の計二二二名です。
今回提訴の特徴は、言うまでもな
く、台湾と沖縄の原告が加わったこ
とです。この裁判では、安倍首相の
違法な参拝によって原告らの権利が

侵害されたことに對する損害賠償を請求していますが、その「侵害された権利」とは、「内心の自由形成の権利・信教の自由確保の権利・回顧祭祀に関する自己決定権の三つの権利」及び「平和的生存権」です。はじめの三権利については、憲法だけでなく日本が批准している国際人権規約の活用によって補強することにしました。また、平和的生存権については、憲法前文の「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」などの文言を最大限に生かし、イラク派兵違憲訴訟の名古屋高裁判決を乗り越えるような展開をしようと考えています。

強い信頼は、法的保護に値する」と主張することになりました。一次提訴の原告の中には、福岡地裁で同様の判決を勝ち取った人たちがいます。これについても、今後同様の主張をしていくことになります。今回の二次提訴では、提訴と同時に一次提訴との併合審理（同一の法廷で同一の判決をもらうこと）の要請をしています。

また、第二次提訴には、沖縄の原告が含まれますが、安倍首相の靖国参拝は世界、とりわけ、北東アジアの平和にとって脅威となります。その際、沖縄が一つの焦点となることは明らかで、私たちは、沖縄原告の平和的生存権を積極的に主張展開しようと考えています。沖縄の原告において、「内心の三権利」は、他の日本原告と同様の部分もありますが、とりわけ親族が靖国神社に合祀されている沖縄原告の中には、二歳の小児が「軍協力者」と意味づけられて靖国に合祀されている人もいます。靖国とは何かといえば、戦争で死んだ人々を国と天皇に殉じたという意味付けをして顕彰し後に続くものを養成し若者の命を国に「ささげる」ことを強いるシステムにほかにありません。このシステムの中で、親族を靖国に合祀され、国の機関（首相）に参拝されるかたちで利用される沖

縄の原告においては、その内心の被害はまた特別のものがあります。訴状提出後、裁判所内の司法記者クラブで記者会見を行いました。記者会見では、この日に合わせて来日した台湾原告は「張嘉琪」さん（現在北京在住）と沖縄原告の知花昌一さんも参加しました。

張さんのお母さん（同じく今回原告）の二人の叔父は、それぞれ「有村武夫」「有村健三」として靖国に合祀されています。張さんは、したがって、祖父母の世代が靖国に合祀され、父母の世代がそれを取り返す「還我祖霊」を闘い違憲判決を勝ち取ったにもかかわらず、いま、自らの平和的生存権を脅かされているという立場にあるわけです。張さんが記者会見や報告集会で発言されたことについては、次頁に掲載されているのでご覧ください。中国と日本の若者の連帯による平和構築を訴える素晴らしい内容になっています。

また、知花昌一さんは、沖縄で長く平和運動に取り組んだ経験から、那覇地裁に提訴された靖国合祀取り消し訴訟（合祀ガッテンナラン訴訟）の支援をした経緯について話され、沖縄原告の立場を説明してくださいました。さらに、沖縄での自衛隊の配備増強の様子を伝え、沖縄原告の平和的生存権が具体的に脅かさ

れる現状についても訴えられました。これらの様子については、四頁の釈氏さん、五頁の盛さんの記事とも併せてお読みください。

菱木政晴

（原告側準備書面は毎回この通信上にかみ砕いて裁判の進行状況と共に掲載します。書面全文が必要な方は当会のホームページからダウンロード下さい）



次回よりの弁論予定

（1次2次併合です）

2015年

1月 9日(金) 10:00～

2月 23日(月) 2:30～

4月 10日(金) 10:00～

大阪地裁 202号法廷

集合時間はいずれも開廷40分前

集合場所は地裁正面玄関

それぞれ弁論終了後「弁論報告とかみ砕き学習会」を予定しています。詳しくは追って連絡致します。

原 告 提 訴 声 明

平和護持は若者世代の責任である

張 嘉琪

私の父は漢族で、母親はタイヤル族です。私の名前は張嘉琪（ツァン チャーチー）、タイヤル族名をヤユドインカ（Yayud Inka）と申します。私の夫は日本人です。

私の母インカ メビン（Inka Mbing）は新竹尖石のタイヤル族です。母親の二人の叔父（日本名：有村健三、有村武夫）は強制的に南洋へ徴用された高砂義勇隊の犠牲者です。後に靖国神社に合祀されました。

2003年から、母はその他の高砂義勇隊犠牲者の遺族代表と共に、「昼と夜は併存せず、被害者と加害者の魂を同じ所に合祀してはならない」という訴えを基に、何度となく靖国神社を訪れ、高砂義勇隊犠牲者の霊を除名（合祀取り消し）するよう要求したにもかかわらず、靖国神社はこうした遺族の要求を始終拒絶し続けました。

2009年8月、私は妹の雲雅舜と、夫とともに、「還我祖霊代表団」に参加し、靖国神社を訪れました。私たちは靖国神社社殿の前でわが民族の伝統儀式を執り行い、靖国神社に合祀されていた祖先の霊を台湾に持ち帰り、「還我祖霊」の使命を完成させました。

母インカ メビン（張雲琴華）は同時に、前回の大阪での裁判における原告の一人でもあります。かつて母は私に、2005年9月、大阪での裁判所の判決（小泉首相靖国参拝違憲訴訟・大阪高裁）は「日本首相の靖国神社参拝行為は平和憲法に違反する」であったと教えてくれました。

また、その判決は日本社会の侵略戦争に対する反省と、平和を護持しようとする良心の表れであるとも言いました。さらに母は、平和を護持し、原住民族を戦争の脅威から遠ざけることは、高砂義勇隊犠牲者遺族が世々代々にわたって受け継がねばならない責任であるとも言いました。

遺憾なことに、平和的環境は何時の場合でも野心を抱く政客によって破壊されます。「首相参拝違憲判決」からまだ10年も経たない今日、安倍首相はこの判決を顧みず、公然と靖国神社に参拝しました。この愚かな暴挙は日本憲法と世界人権規約に反するばかりでなく、同時に台湾原住民族と世界の人々の平和を愛する願いをも踏みにじるものです。安倍首相の靖国神社参拝は、今日の日本政府が侵略戦争における数々の罪行為に対する反省を拒絶し、更には歴史の真相さえ歪曲する態度を体現するものです。こうした行為はアジアの平和に対する重大な脅威となっています。

かつて、私たちの民族は日本による残酷な植民統治を受けました。安倍の参拝に対し、私たち若者世代は極めて重大な脅威を感じています。

私の夫は日本人です。私たちは民族対立を煽る如何なる言論や行為に対しても断固として反対します。今日、私はその代表として安倍を告訴します。私はここにアジアの若者世代に対し、声を大にして訴えます。平和の護持は我々の責任であると！

2014年9月18日

提訴行動に参加して(その一)

高松原告 釋氏 政昭

九月十八日(木) 十二時四五分、大阪地方裁判所正面玄関前に原告ならびに支援者約五〇名が集合。裁判所敷地内では撮影が禁止されているため、二〇メートルほど離れた所で裁判所に向かって横断幕を掲げて新聞社による撮影をすませ、中島弁護士を先頭のもと、訴状を手に原告たちと共に受付に行きました。

狭い受付の部屋には五、六人しか入室できず、大方の原告は受付完了まで廊下で立ったまま待ちました。受付完了まで二〇分ほどでした。

四月一日の第一次提訴の原告は総勢五四六名、うち中四国は五三名でした。今回の第二次提訴は原告総数二二二名、うち中四国は三六名です。

訴状提出後、一四時から裁判所内の記者会見室で会見を行いました。会見には加島弁護士、進行役に菱木先生、原告代表として台湾原告の張嘉琪(ツァン チャーチー)さんと

沖縄の知花昌一さん等が臨みました。

まず加島弁護士より今回の訴状内容の概略説明がなされ、私達の弁護士は一三名であること、裁判名が「安倍首相靖国参拝差止等請求事件」であることが明らかにされました。具体的には以下の内容です。

1. 被告安倍晋三は、内閣総理大臣として靖国神社に参拝してはならない。
 2. 被告靖国神社は、被告安倍晋三の内閣総理大臣としての参拝を受け入れてはならない。
 3. 被告等は、各自連帯して、原告それぞれに対し、金一万円及びこれに対する二〇一三年一月二六日から支払い済みまで年五%の割合による金員を支払え。
 4. 訴訟費用は被告等の負担とする。
- との判決及び第三項につき仮執行の宣言を求める。

というもので、安倍総理と靖国神社を被告とし、参拝差止の仮執行を求めたものです。

今回の第二次訴訟の原告には台湾から二九名もの人たちが参加しました。中でも若者世代の張さんの提訴理由声明はこれからのアジアの平和を担っていくという、民族のはざ

まに生きる人たちの祈りの声でもあります。

もう一人の知花昌一さんは沖縄で長い間反戦運動をしてこられました。今回の裁判には九州・沖縄で一九三名の方々原告に加わりましたが、その中のお一人で、少し前に大谷派僧侶になられた方です。いま沖縄で何が起こり、人々が何を苦しんでいるのかを各地で講演行脚されています。

彼の話のを要約します。沖縄県援護課の推計によると、アジア・太平洋戦争において日本国内で唯一地上戦となった沖縄では天皇制国体護持および本土防衛のための捨石作戦で、本土兵士六五九〇八人、沖縄出身軍人・軍属二八二八八人、一般住民九四〇〇〇人が戦没死している。一般住民の中には、避難していた壕から皇軍(旧日本軍)により追い出されて死亡した人々、集団死を強いられ自決した人々、皇軍からスパイ嫌疑をかけられて撲殺された人々などもある。これら一般住民は積極的戦争参加者として準軍属の身分で靖国神社に合祀されている。戦争被害者が靖国神社に合祀されることで英霊として加害者に祀り上げられている。また援護法の運用でも戸籍条項と国

籍条項で排除される人たちを生む等、同じ靖国に合祀されていても内地の人と全く違う事情を話されました。

その後一八時半より参加者約八〇名がこぞり、エル大阪七〇九号室で提訴後の報告集会がもたれました。冒頭に加島弁護士より提訴の内容が訴状に沿って話されました。特に原告の①内心の自由形成の権利 ②信教の自由確保の権利 ③回顧・祭祀に関する自己決定権 ④国際人権規約一八条一項同二項の権利侵害である、ということが丁寧に語られました。その他各地より参集した人たちの靖国提訴に対するさまざまな熱い想いが語られ、二一時過ぎより最寄りの店で大いに盛り上がり、散会となりました。



報告集会で、沖縄にとって「靖国問題」の本質とはなにか！熱く語る丹羽弁護士

提訴行動に参加して(その二)

熊本原告 盛 智照

九月一八日、大阪は時折り小雨が降るくもり空でした。一時三〇分に新大阪駅に到着してすぐ地下鉄に乗り換え、大阪地裁を目指しました。

今年の三月まで京都で生活していましたが、大阪地裁に行くのは初めてのことでした。一二時一五分に目的地に着いた時には、すでに十数人の報道陣と数台のテレビカメラが置かれ、道行く通行人の注目を集めていました。一二時四五分を過ぎたころ原告団が集合し、いよいよ第二次原告二二名の提訴が行われようとしていました。先頭で横断幕を持つのは、「還我祖霊」とプリントされたTシャツを着た台湾の張嘉棋さんと、布袍・輪袈裟に身を包んだ沖縄の知花昌一さんでした。今回の提訴の特徴は、言うまでもなく沖縄原告二二名、台湾原告二九名が加わったことです。

今回の靖国参拝差止請求は、すでに違憲であるところがあきらかな首相の靖国神社「公式参拝」が、にもかかわらず繰り返されることで原告

の「平和的生存権」が侵害された点の一つの軸としています。そして、今回新たに加わった沖縄原告一二名と台湾原告二九名は、現在の靖国をめぐる状況において自己の平和的生存権が深刻な危機にさらされている方々といえます。

提訴後の記者会見で、まず張さんから、親族が靖国に合祀されている精神的苦痛と、すでに自分の母が「被害者」と加害者と同じ場所に合祀してはならない」として靖国訴訟を戦ったことを説明されました。

張さんは台湾原住民の「高砂族」出身です。張さんの母の二人の叔父は、「高砂義勇隊」として日本のために戦いました。しかしそれは台湾における皇民化教育の結果でした。一八九五年の日清講和条約による台湾割譲以来、台湾の人々は日本の支配に抵抗しました。一九三〇年の「霧社事件」は、圧政に苦しむ台湾原住民が武装蜂起した事件でした。この事件の後、日本軍は生き残った人々を隔離し、日本の軍指導者を崇拜するよう教育しました。義勇隊として死んだ人々はすべて靖国神社に祀られました。遺族にその真実は長い間伏せられていたそうです(中島光孝『還我祖霊』)。もちろん合祀取り下げが拒否されたことは記憶に新し

いところ。台湾と靖国の、切り離すことのできない歴史がそこにあります。

続いて知花さんから、今回の裁判における平和的生存権の強調と、なぜ沖縄がその問題に強くこだわるのかの説明がありました。その要点は、沖縄における「援護法」の適用と靖国合祀の問題についてでした。

援護法とは、サンフランシスコ講和条約が発効された二日後の一九五二年四月三〇日に成立した「戦傷病者戦没者遺族等援護法」のことです。

周知の通り、沖縄は唯一地上戦が行われた地であり、延べ十八万人超の方が亡くなられました。この戦闘の位置づけは本土決戦のための時間稼ぎであり、沖縄は日本のための「捨て石」にされたのです。戦後ゼロからのスタート切らざるを得なかった沖縄最大の問題は、「どうやってお金をとるか」ということでした。そして一九五三年、沖縄に援護法が適用された時、その申請にあたって「軍の命令に積極的に参画した」という「申立書」に忠実な記載を命じられたそうです。このようにして沖縄戦の真実は、書式のレトリックによって「捏造」されていきました。

更に援護法によって戦闘参加者と見なされた沖縄の一般住民は、自動

的に靖国に合祀される仕組みになっていたそうです。一九五五年一月八日の衆院遺家族援護特別委で山下春江厚生政務次官は、「これまで靖国神社からの(戦没者の)経歴紹介等には回答し、これが合祀の促進に役立っている」と答弁しました(田中伸尚『靖国の戦後史』)。一宗教法人である靖国神社の合祀という宗教活動に、厚生省などの公的機関が協力していた実態がうかがい知れます。このようにして、国は戦後の早い段階から、援護法をテコにして靖国の「信者」を再生産するシステムを構築してしました。このような構造の中で、壕を追い出され死亡したわずか二歳の子供が靖国に合祀されているという話をされた時、私はなんともいたたまれない気持ちになりました。私には四歳になる息子がいます。もし息子が戦争の犠牲となり、あまつさえ「戦争協力者」として靖国に合祀されているとしたならば、その怒りと悲しみは想像を絶するでしょう。そしてその怒りと悲しみを、沖縄原告はいだいているのです。

知花さんは、戦後の日本政府が沖縄における自らの加害性や戦争責任を隠ぺいするために行った、援護法をテコとした靖国合祀の問題性を明快に述べられました。

台湾や沖縄は、尖閣諸島問題などの最前線に置かれています。また沖縄には、現在も日本全体の米軍基地の七割以上が集中しています。安倍の靖国参拝が、東アジア、ひいては世界の平和のための脅威となっている以上、これら原告の生命・自由は深刻に脅かされていると言えます。また台湾・沖縄特有の靖国問題が、あらためて靖国神社の本質、及びそれを必要とした戦後日本の姿を明確に浮き彫りにしてくれました。

同世代の友人たちから「靖国のなにか問題なの」とよく聞かれます。確かに、首相が靖国に参拝したところで、それが直接私たちの生活に影響を及ぼすことはほとんどないでしょう。しかし靖国の宗教は、私たちの関心の有無にかかわらず、確実に私たちをからめとってきます。その事実を、台湾・沖縄における靖国の歴史が証明してくれました。

台湾と沖縄の靖国問題は、今なお続く靖国の呪縛を照らし出してくれます。その歴史に学びながら、私たち一人ひとりの「靖国」に向き合っていかなければなりません。



10月21日 第二回弁論 報告

報告：菱木政晴

一〇月二二日、第二回弁論が開かれました。また、閉廷後に進行協議が行われ、今後の方向がかなりはつきり見えてきました。

また、九月一八日に行った二次提訴が併合されました。このため、次回弁論から同じ法廷で審理が行われます。

この日は、被告三者からそれぞれ準備書面が提出されました。その内容については後で説明します。こちらからは、原告第一準備書面として「靖国神社の政治・宗教的品格とその歴史」という書面及び書証を提出したのですが、被告・国の代理人（書面によると、たぶん、民事訟務対策官の小山綾子さん）から「送付が弁論の四日前という短い期間だから陳述は次回にしろ」というイチャモンがつけられました。この日は、この書面の内容にふさわしい遺族原告の山本博樹さんの陳述を申請していたのですが、裁判所から断られて

しまっていたので、書面の陳述も次回にしてもいいと言えがいいのですが、この国の代理人は妙に張り切っていて鬱陶しいです。ちなみに、彼女は、進行協議の席上でも、これ以上の提訴はないのかなどとうるさかったです。

また、被告靖国神社に関して「補助参加人」一五名の参加申し立てがなされました。「補助参加人」というのは訴訟の結果に法律上の利害関係を持つ場合に許される場合がありますが、申立人らには靖国神社に対する感情的利害関係（靖国が大好きという感情）があるかもしれませんが、それだけでは参加資格はありません。この申し立てはただちに却下されるべきであって、当方からは申し立てについて異議を提出しています。今のところ裁判所は、参加可否の決定をしていません。補助参加人たちがその代理人の顔触れを見ればすぐわかることですが、現在の安倍政権の中枢を占める極右政治家でさえ、彼らとの付き合いがしければ国際的な信用を落とすというようなネット右翼たちです。情けないことに、日本の中では信用を落とすどころか、人氣上昇の要因になっているかもしれません。彼らの目的は、裁判の妨害にすぎません。原告の意見陳述は今回できませんでしたが、弁論後の

進行協議において裁判所は今後も認めないと明言しました。したがって、補助参加人の陳述も認めないとは思いますが、裁判所の姿勢は、原告の被害などどうでもいいという姿勢です。

進行協議の席上で、次回以降の弁論期日が一応決まりました。次回第三回は、来年一月九日（金）の一〇時、第四回は二月二三日（月）二時半、第五回は四月一〇日（金）一〇時です。

ただし、裁判所の訴訟指揮はかなり強引で、次回にすべての反論を終えろと何度も迫りました。これら対しては、中島弁護団事務局長がそのたびに「努力しますが、約束できません」と何度も応じました。しかし、



恒例満室、床座りのかみ碎き学習会

傍 聴 記

10月21日、「安倍靖國参拝訴訟」の傍聴に行きました。

9時過ぎからの傍聴券配布の場所には、原告側約75人、被告安倍晋三・靖國神社側約120人、計200人位の人が集まりました。

裁判長は、原告意見陳述を中止にする等、この公判を一刻も早く終わりたいがっているようでした…

私の伯父は、1945年5月4日、沖縄の読谷村で米軍の機銃掃射によって亡くなりました。享年30歳。そして1958年、靖國神社に合祀されました。

靖國神社は、その加害性を一切問うことなく、国一天皇のために戦死した方を神・英霊と奉り、戦争を美化しています。

しかし、沖縄で戦死した伯父は、被害者であると同時に加害者でもあり「神」と讃えられる謂われはありません。死んでなお、靖國のために使われ、気の毒です。

また、そのような靖國神社に、首相、閣僚、国会議員が参拝することは、政教分離を謳う憲法に違反しています。

「海外派兵」の実績を積み、自衛隊の日常的登場が計られる昨今、靖國神社は国と一体となって戦争の影を纏い、とりわけ若い人達の前に大きく立ち現れようとしています。

裁判所には、真摯な審理・判断をお願いしたいです。



M・K

裁判所の姿勢は、「小泉参拝に対しては最高裁の判例もある(今すぐにでも棄却の判決はかけるんですよ)事実上争いがないなら法律論だけを早く書きなよ」という態度丸見えでした。最悪の場合は、一月の第三回弁論期日の後にもう一度開かれる進行協議において、次回結審・判決(第五回は取消)などという暴挙も予想されます。

被告国や被告安倍は、提出した準備書面で、参拝が原告らの権利を侵害するものではないと主張していますが、その根拠は、第一に、(裁判官が進行協議の席上でも口にした)小泉参拝違憲訴訟の大阪訴訟に対する最高裁判決です。第二に、靖國も含めて主張しているのは、安倍の今回の参拝が首相としての職務行為としてなされたものではなく、私的な行為であるということです。彼らの態度

は、基本的には、参拝は違憲違法かもしれないが、権利侵害はないから訴えを棄却せよというものです。そして、ついでに言っておくけれど、参拝は職務行為ではないから違憲でもないだけだね、という態度です。私たちはこれに対して、一つずつ徹底的に反論しておく必要があります。そのため最低限必要なことは、①参拝が総理大臣の職務行為としてなされたことの立証
②参拝は紛れもない宗教活動であることの立証
③したがって、参拝は違憲違法なものであることの立証です。そのうえで
④これら違法行為によって原告にどのような被害が生じたかの立証です。これらの立証を一度にやれと言わんばかりの裁判所の訴訟指揮は厳しく糾弾されねばならないでしょう。

④は、それぞれの原告の立場の違いから、詳細な立証が必要であり、とりわけ、上記最高裁の判決については徹底的に批判されねばならないと思います。最高裁は「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活に圧迫干渉を加える性質のものではない」ということを前提にして、それは首相の参拝でも同じだとして原告の請求を棄却するものになっています。靖國の参拝あるいは合祀といふことがどういう意味を持つかについでに無知からくる誤った結論です。私たちの第一準備書面「靖國神社の政治・宗教的性格とその歴史」は、その誤りを正すための大前提です。第一準備書面に書かれていることの意義はつぎのようなことです。靖國は国(陸海軍省)の直接管理から宗教法人として存続するという形の制度的変化はあるものの、その

政治・宗教的性格は創立以来一貫して変化がありません。すなわち、政治的には天皇および国への忠誠心を調達すること、宗教的には、そのために死ぬ心(これを信仰と言ってもよい)を調達することです。そして、そのように靖國が働くためには、ただ建物があるだけではだめで、合祀行為(参拝を当然含む)が欠かせません。とりわけ、首相の参拝は大きな要素となります。つまり、被告らは、参拝によって、天皇および国への忠誠心を調達し、そのために死ぬ心を調達しているのです。これが原告らの権利を侵害します。この第一書面は、まだ陳述されていない状態ですが、これからも繰り返しその意義を示して、裁判所の態度を変えていかなければならないと思います。

原告意見陳述

山本 博樹

ここに一枚の写真があります。私の叔父です。名前は 十一。

敗戦の日の二〇日前、一九四五年七月、フィリピンはミンダナオ島ダバオ付近で亡くなりました。戦死です。二二歳の若さ、今生きていれば九二歳です。この叔父のことからお話します。

叔父は、滋賀県の長浜農学校を卒業すると、パラオ諸島の国立熱帯産業研究所に入った後、ミンダナオ島はダバオ市にあるマニラ麻を独占的に扱う「太田興業KK」に就職しました。

最後の手紙は昭和一八年三月二〇日の日付で、兄である親父のもとに届き、中に一枚の写真が入っていました。

ダバオ富士と親しまれていたアポ山を背景に、背の高いヤシの木にもたれ、白の開襟シャツで長浜農学校の破帽をかぶり、下駄ばきでリラックスしているセピア色の叔父は、「青年ここにあり。」の感でした。その写真を見て、私は、会ったことのない叔父にずっとあこがれてきまし

た。

この写真は、私の子どもたちから、家の仏間の壁にかけてありました。高校生の終わりのころのある日、いつものように「仏さん拝んだか？」と母が聞きますので、「拝んだよ！」と鉦をたたいたあと、何の気なしに壁を見ると、あれ！ 叔父さんの写真がない。代わりに、こんな写真が掛けてあったのです・・・。

見てください。なんと、軍服を着ている。帽子も、愛用していた農学校の破帽ではなくて、軍帽子。しかも、驚いたことに、手には軍刀を持っている。

「うわっ、座敷の奥まで戦争が入り込んできた！」見るなり、私はそう思いました。ビックリして、親父に聞きますと、返ってきたのが「靖国神社がしてくれた。階級を書いて写真を送ると軍服姿にしてくれると聞いたので、靖国神社に送った」という返事。

私は「靖国神社ってなんやろう」と思いつつ、もう一度見に行きました。よく眺めると、軍刀を持った手は、叔父さんの手ではない。誰の手だかわからない手がにゅつと隅から出てきて、軍刀を持っている。おぞましいというか、気持ち悪いというか、言いようのない気持ちに襲われ

ました。「靖国神社って、平和に暮らしている家の座敷の奥までやってきて、再び戦争を持ち込もうとするのか」と。

しかし、その時は、親父による言いませんでした。実の弟のことだし、私のうかがい知れない思いがあるかもしれない、と思ったからです。親父が亡くなるまで、この写真は祖母の隣に掛けたままでした。それでも私は、座敷に行く度に「早よう軍服を脱がせてやりたい」と、ずっと思っていました。

昨年末、その靖国神社に、首相アベシンゾウが参拝を強行しました。福岡地裁、大阪高裁と二度も違憲判決だったのに、近隣の諸国から「参拝はやめろ！」と言われているのに、です。この参拝は、戦死して何十年もたった叔父にもう一度軍服を着せ、「戦争を座敷の奥深く持ち込んだ」ヤスクニのやり口を国家権力が正当化するものです。その軍服こそ、昨年の秋の秘密保護法の制定であり、今年の集団的自衛権行使の閣議決定ではなかったでしょうか。

私は親父が亡くなったのを機に、軍服姿の叔父の写真を元の開襟シャツに戻しました。

叔父の最期がどうであったのか、詳しいことはわかりません。ただ、勤務先の太田興業からは、敗戦の翌年である昭和二十一年、叔父の消息不明を詫げる手紙が届きました。叔父が砲兵として現地召集されたのは、昭和一九年の一〇月だったようです。

手紙によりますと、太田興業の社員らはダバオがアメリカ軍に占領されたので、前もって近くの山に自主疎開していました。そこから遥か下界の戦場を眺めると、空襲は熾烈を極め、皇軍はなすすべもなく山中に逃げ込んでいく。あまりの貧弱さと戦意の無さに、軍に頼らず避難していきよかった、と皆で胸をなで下ろしていたところ、憲兵がきて、一人残らず「タモガン」というところに集団で疎開しろ！と命令したそうです。

そこはジャングルの奥地で、しかも軍が在留邦人より先に退却している場所でした。食料も宿舍もない。牛馬が通るくらいの道なき道を、機銃掃射を受けながらの逃避行になりました。密林地帯だから湿気が多く、日光に当たるともできず、病気で倒れる人が続出しました。やがて乏しい物資の奪い合いが起きます。昨日まで「忠勇義烈の皇軍」と謳われ

た兵隊が強盗となって邦人の食料を狙い、果ては殺人事件まで起こす。「タモガンの集団疎開は、この世ながら生き地獄で、飢えと弱肉強食の密林だった」と書かれています。

あのインパール作戦で、飢えと病気のため次々命を落とした皇軍兵士の退却路は「白骨街道」「靖国街道」と呼ばれました。これと同じような「ヤスクニの密林」の阿鼻叫喚の様子を、この手紙は伝えていきます。叔父や同僚の兵士たちは、この「ヤスクニの密林」で、どのような思いで命を捨てていったのでしょうか。

後に私の親父が、遺骨収集団の一員として付近を訪れたとき、持ち帰った小さな石ころを、ジャングルの写真といっしょに祖父母に見せていたのを思い出します。

フィリピンでの戦争は、日本にとって勝つ見込みのない戦争、無謀で悲惨な戦争だったと言われています。が、それに巻き込まれた現地の人たちの思いはどうだったのでしょうか。実際、日本軍に家族を殺された人たちの報復はすさまじく、日本人であることがバレたら命がなかったと言われるほどでした。フィリピンの六代目大統領となったエルピディオ・キリノ大統領は、妻と子ども全員が日本軍に虐殺され、一人を除い

て遺体を葬うことすらできなかったと証言されています。それでもカトリック信仰などから、一九五三年にはB・C級戦犯約一〇〇名に恩赦を与えています。

アジアの人たちにこれだけの苦しみをもたらした皇軍兵士のどこが英霊なのでしょう。皇軍のどこを顕彰するのでしょうか。

今また、集団的自衛権を巡り、日米同盟のため地球の裏側までも派兵するとの議論が出ています。靖国神社は、そして安倍首相は、戦闘によって命を失う自衛官の奥さん・子どもに、「お国のために死んで、お役にたてた。英霊として祀られて本望だ」と言わせたいのでしょうか。

「日本のルネ・クレール」と呼ばれ、敗戦の翌年に亡くなった映画監督の伊丹万作さん、「お葬式」の映画監督伊丹十三さんの父である彼は言います。

「だまされていた」と平気でいられる国民なら、おそらく今後も何度でもだまされるだろう。いや、現在ですでに、別のウソによってだまされ始めているにちがいない、と。

私は、叔父十一に軍服を着せたヤスクニと、そこに参拝することのできるの皇軍の過ちを繰り返そうとす

るアベに「だまされる」ことを拒否します。国家の一方的な意思により、無断で合祀された叔父たちを、ヤスクニから取り戻し、親の元に返したい。

肝心なことは、父や叔父たちが自覚することなく一生を終えた「侵略に加担した罪」は今も消えていないということです。甥であり息子である私がなしうる贖罪とは、過ちを反省するどころかますます居丈高になってきた「靖国を美化する気風」と戦うことだと考えています。

二〇一四年一〇月二一日

この原告意見陳述は事前に裁判所に打診しながら準備してきましたが、曖昧な返答のまま最終的に認められませんでした。今後も認めないとのことですからかなり強引ですね。

11/4

今年も「合祀取消要求靖国行動」行います！

今年の靖国行動を予定していた10月14日に台風19号が直撃、新幹線がストップして関西から東京に行けなくなり、11月4日2時からに延期となりました。突発延期でお知らせが事後になってしまいました。次号通信で11/4の顛末、お知らせします。今回の「合祀取り消し要求書」の提出者は今のところで20名を超えました。

安倍首相靖国参拝違憲訴訟、関西でも弁論が第二回、三回と進行するにつれて、自分たちの親しい者たちが靖国神社で「英霊」とされ続けていることを嫌が上でも思い起こさざるを得ません。靖国神社は、戦没者を「英霊」として「靖国の檻」に閉じ込めることで成立している神社です。靖国神社がどう言おうと、私たちは私たちの親しい者たちが「英霊」とされていることがイヤなのです。まして、安倍の戦争準備のための道具に使われていることが許せないのです。さあ、遺族の出番です。靖国神社に直接乗り込んで「イヤだ、合祀を取り消せ」と言いに行きましょう！

直接行けなくても「イヤだ！」と言う意思表示（「合祀取り消し要求書」の提出）だけでもトライしてみませんか！

（吉田文枝）

事務連絡

＊住所ラベル左上の数字2は二次原告、名前の後の数字は一次原告の原告番号です。

＊住所・名前の間違、封書の重複などありましたらお手数ですが、事務局まで電話、FAX、通信等でお知らせ下さい。

＊郵便振込での入金には領収書の発行は省略させていただきます。（振込控を代替）別途、会からの領収書が必要な方はその旨振込用紙メモ欄に明記ください。

書籍紹介

『新刊』『御身ひとりのことにはあらず・全国靖国違憲訴訟ニュース特集7号』（真宗大谷派・靖国訴訟を支援する会編

「安倍靖国参拝違憲訴訟」大阪の第一次二次訴状、意見陳述。東京の訴状要旨、意見陳述など一一〇ページにわたって資料が満載です

お代は送料込みで五〇〇円

事務局まで FAX (06) 7777 7749 25) でお申し込みください。

会計報告 (みなさんに感謝!)

アジアネットワーク、訴訟団年間会計報告です。訴訟団会計はアジアネットワークの会計を継続したものです。訴訟費用も加算され収入が大きくなっています。訴訟費用が、訴訟が始まると同時に出費もとても大きくなっています。今後は原告だけでなく、より多くのサポーターを募り、こ

会 計 報 告

の大きな闘いをより多くの人々によって支えていきたいと思えます。サポーター拡大にご協力を！

会計

編集後記

この裁判を取り巻く政治、社会状況、小泉参拝訴訟の時とはずいぶん違うような気がしている。右翼の動きの外見はさほど代わりはないのだが、こんなに「怖い！」を感じるのは今までにない。じくと身が凍る思い。そんなことを思いながら、第二回弁論も無事終え、ホッと夕刊を広げてみると、な、な、何と！あの橋下が「特別永住資格・見直しを検討」の記事。在特会―橋下面談の翌日である。アホも休み休みにしておくれ！その上、顔のない「世論」が「うんうん」とうなずき始めるのでは・・・、「排外」「天皇制」は裏表！ともかくにもこれが私たちの「訴訟」を取り巻く社会の現実である。でもしかし、この訴訟に全国で一〇〇〇を越す人々が原告となり、そのまわりにはより多くの支える人々がいることも、毎回の裁判や集まりに駆けつけるみなぎる熱意も又現実。「怖い！」〓「歩みを止める」ではない！

